

## 近世津軽領の「天気不正」風説に関する試論

長谷川 成一

### 要旨

近世津軽領では、長雨など天候が不順（それを当時の史料では天気不正と表現した）の際に、各種の風説が流れた。天気不正に関する風説とは、代表的なものとして丹後日和たんごびよりがあり、十八世紀前半には丹後の人と船を詮議するシステムが領内で成立した。このほかに近世前期から認められる風説としては、岩木山の嶽硫黄平だけいおうたいにおける入湯者たちが原因の天気不正風説があり、丹後日和とあわせて岩木山信仰との関わりを持つ風説が多かった。

積雪寒冷地にあつて、米穀生産を主たる産業とする当領にとって、天気不正は領内に飢饉などの災厄をもたらす凶兆であった。弘前藩では風説に込められた天気不正の原因除去を自らの責務として位置づけ、それを取り除くために藩の権力を行使した。

十八世紀後半に入ると、岩木山信仰から離れた風説が目につくようになり、巨木伐採や開山による材木切り尽くしの恐れなどを原因とする天気不正の風説が見られた。加えて、天明大飢饉を境として、鉾山の開発と稼行との関わりによる天気不正の風説が弘前藩を悩ませることになった。津軽領と秋田領の藩境に位置し、弘前藩の鉾山が点在する目屋野沢の、さらに奥深い白神山地の青鹿岳と小岳の間に源を発する大滝股沢の鉛鉾山の開発と稼行は、領内に深刻な天気不正をもたらすものとして、幕末に至るまで領内に敷衍した風説であった。

これらの天気不正に関する風説は、岩木山信仰に基づくものも合わせて、

人間や動植物・石・鉾物も含めた、領内の自然の調和を何らかの形で攪乱する恐れがあると認識されたものであつて、前近代における無知蒙昧な虚妄と見なすことは避けるべきであろう。これら風説類に関わる史実は、現代科学がある意味では極限まで発達したにも拘わらず、温暖化による異常気象に悩まされている、二十一世紀に生きる我々に貴重な警鐘となるのではなからうか。

キーワード

天気不正 丹後日和 山椒太夫伝説 嶽硫黄平 鉾山開発

はじめに

一、天気不正の風説と藩政

二、「丹後日和」の成立と展開

三、丹後日和以外の天気不正に関する風説

四、鉾山の開発・稼行と天気不正の風説

おわりに

## はじめに

天明八年（一七八八）七月、江戸幕府巡見使の一員として津軽領に入った古川古松軒は、よほど珍しかったのか、入領して二日目の七月十五日の箇所に、岩木山に関する叙述の一環として「丹後日和<sup>たんごびより</sup>」について記録している（『日本庶民生活史料集成 三』所収「東遊雜記」三一書房一九六九年一月）。それによると、山椒太夫伝説を踏まえて、丹後の人が津軽領に入ると天候が荒れて災いが生ずるので、一人として丹後の人は領内にいないというものであった。江戸を出発するに当たって、弘前藩から幕府へ巡見使の人員のなかに丹後出身者がいるかどうかの照会があつて、もしいた場合は構成員から除外するようにとの要請がなされ、該当の人士は一行からはずされたという（同前）。古松軒自身は、丹後日和を妄説であると退けているが、弘前藩から、直接、要請された幕府はそれを拒否できなかつたようだ。この件については、第二章で詳しく述べることにして、十八世紀後半にあつて、丹後日和に関しては、津軽領に関する特例として幕府も抗うことができず、幕府巡見使の編成に際しても、弘前藩の意向が反映されたのである。

このように丹後日和に見られる、丹後の人や船が入領することで天気不正になり、領内に凶作や飢饉などの災厄を生じることになるとの風説は、十八世紀後半の津軽領では、一般的に信じられていた。本論では、天気不正の風説が丹後日和に限定されたものなのかどうか、さらには丹後日和に代表されるこのような風説の実態はいかなるものなのかを解明する。ついで領内でこれらの風説がどのような歴史的意味を持ち、弘前藩がそれらの風説にいかなる対処をしようとしたのか、これらの風説の分析から我々が汲み取ることが可能な現代に通じる教訓についても考えてみたい。

藩政と風説、一見して関連が稀薄なようにみえるが、この問題は弘前藩が後期藩政にあつて抱えた課題、あるいは民衆支配のあり方の特質を探る上においても重要なことであると考えられる。本論の表題を試論としたのは、筆者の民俗学的な見解が薄いので風説・伝承について適切な言及をしえないこと、合わせて、限られた時間で資料を探索した過程での論究であり、試論の域を出ていないと考えたことによる。ご寛恕願いたい。なお、本論では風説や噂を素材とする情報伝達論を論じる予定はない。あくまでも領内の天気不正の風説と支配の問題をいかに考えるかという藩政史ないし民衆史の立場からの議論であることをご承知いただきたい。

ところで、天候が不順ないし荒天になることを、当時の史料には「天気不正」と表記するケースが多く、本稿でも史料表記にならつて天気不正の語を用いることをあらかじめお断りしておく。加えて、本文中で主に依拠した史料は、「弘前藩庁日記 御国日記」（弘前市立弘前図書館蔵津軽家文書）であり、以下、同史料を「国日記」と略記する。また、本論中の図1～7は、巻末に一括して掲げた。

## 一、天気不正の風説と藩政

天気不正に関する風説・伝承は、現在までに確認されていない史料や口承伝承のなかに数多く埋もれていると思われる。弘前藩の公式記録のなかで、天気不正の風説に関する記事が登場するのは、次の史料であろう。「国日記」寛文四年（一六六四）閏五月十四日条に、

一、打続雨ふり、在々肝煎共御郡奉行衆へ申候ハ、か様二候ハ、稲二虫付キ可申候間、雨祭被仰付度由、又嵩の硫黄の平へ湯入之者共な

と参、鳥など持参候故ニも候哉と、御勘定奉行衆も申達ニ付而、伊勢にて神楽申付候、又百沢寺へ湯本にて湯入之者共も申付様委細書状、浅利猪左衛門・関伝右衛門方より越せ候、

と見え、長期にわたる降雨によって稲に害虫がつくことから、「雨祭」(降雨の停止を祈願する行事)の開催を村方の肝煎たちが郡奉行へ要請した。長雨の原因は岩木山の嶽(史料には嵩と記されているが、本文中では現在地名の「嶽」を用いる)の「硫黄の平」(図1参照。なお掲げた図は、元治元年(一八六四)「東奥津軽山里海観図」(青森県立郷土館蔵)に収載)での入湯者が鳥を持参したことにも原因があるのではないかと推量している。ついで「伊勢」(弘前城下の神明宮)に神楽の執行を下命し、百沢寺には入湯者の規制を命じた。

長雨が影響して、領内の穀物に虫害を及ぼす危険性を在方から指摘され、弘前藩では「雨祭」の実施と、岩木山硫黄平の入湯者が鳥を持ち込んだことが天気不正の原因と思考して、入湯者の規制を実施した。翌寛文五年は、五月に入って干天の日々が続いたようで、藩では雨乞いの祈禱を弘前八幡宮や長勝寺へ命じた(「国日記」寛文五年五月十日・同十三日・十五日・二十日条)。その甲斐あってか五月二十二日に大雨が降ったことから、この後、同年では祈禱の下命はない。寛文六年も同様に夏の日照りが続いたらしく、五月に入って伊勢神主、百沢寺、大行院、藤崎堰神太夫に命じて雨乞いの祈禱を実施した(同前寛文六年五月十日・十二日・十三日・十五日・十七日、六月七日条)。

天気回復の祈禱については、法令が整備され、寛文六年七月、次のような布達が出された(長谷川成一校訂『御用格 寛政本 上巻』弘前市教育委員会 一九九一年三月 一〇五三〜一〇五四頁)。なお、この布達は、「国日記」には見えないので、全文を掲載した。

一、公儀より被仰出之外、私として雨請風祭無用之事、附分限に過たる祈念、或は呪咀・調伏、或下々之者に至迄狐を付候類相頼輩有之といふとも堅停止之、自然無抛子細有之者其旨公儀<sup>五</sup>可訴之、品に寄、急度御褒美可被下之、若他所より於令露頭ハ可為曲事之旨被仰出者也、

寛文六年七月

右によると、藩庁が命じた以外に雨乞・風祭を禁じる旨が寺社へ通達され、私的に呪咀・調伏・狐付などを依頼された場合、藩へ訴え出るように定められた。ここに規定してある藩庁が認めた祈禱内容は、天下静謐は当然として、雨乞・風祭など領内の穀物生産に直接影響を及ぼす天候に関わるものであった。ついで、一三カ条からなる、津軽領内での寺社統制に関わる体系的な法度条々が出されたのは、延宝九年(一六八一)正月二十一日であった。その第三条目に「無筋目祈念」を依頼する輩がいた時には奉行へ訴え出るようにと規定された(「御定法古格 下」弘前市立弘前図書館蔵)。雨乞・風祭を含めた祈禱や祈願の行事は、藩の公許を得ないものは一切禁止されたのである。この後、雨乞いなどの私祈禱を禁じる布達は何度も出され、例えば、元禄十六年(一七〇三)四月の禁令は、在々にて雨乞いを禁止する旨が郡奉行と九カ所の町奉行に対して出された(前掲『御用格 寛政本 下巻』一六六頁)。

津軽領では、天候の安穩に関わる事柄は、藩庁の所管とされ、藩が公的に認めた寺社で天候回復の祈願をさせ、領民がみだりに私的な祈禱を行い、天気回復のそれに関与することは禁止された。天気不正ないし回復の責任は、藩庁がその一端を担うことが明確になったのである。さらに天気不正の原因糾明は、藩庁で実施することが確認され、それは弘前藩の役務として幕藩体制が崩壊するまで継続した。

積雪寒冷地帯に位置する津軽領にあつては、天候の安穩による順調な食糧・穀物生産こそが藩政に安定をもたらし、領内静謐を保持する鍵でもあつた<sup>1)</sup>。飢饉の危機に頻繁にさらされた弘前藩にとり、穀物の生産にとつて良好な気象を維持することは（可能かどうかは別として）、藩の存続にとつても至上命題であつたといえよう。天気不正の風説を無視できない仕組みになつていたのである。

## 二、「丹後日和」の成立と展開

前章まで、自明のこととして記述してきた丹後日和について、現在認められているスタンダードな見解をここで確認しておこう。『日本民俗学辞典』下（吉川弘文館 二〇〇〇年四月）「たんごぶね 丹後船」の項（酒向伸行氏の執筆）には、次のように見える。

青森県西・北津軽郡の俗信。丹後日和に同じ。山椒太夫伝説を背景とし、岩木山の神としてまつられる安寿（あるいは厨子王姉弟）が丹後由良の山椒太夫のもとで酷使されたがため、岩木山の神は丹後の国の人を嫌うといい、丹後船が津軽の地に入ると天候が崩れ風雨が続き、海上は大荒れになるといふ。（下略）

菅江真澄や古川古松軒、橘南谿などの著述を基にした右の見解は、民俗学的には首肯されるものであり問題はないと思われるが、歴史学の立場から右の解説に少々補足しなければならぬ事実がある。まずは、それを披露することから始めたい。

真澄の「外浜奇勝」寛政十年（一七九八）深浦町の箇所には、丹後者詮議の具体例が記されている。それによると、領内の天気不正が明らかに

なつた時に、丹後日和との判断がなされ、丹後人、丹後船の詮索が領内で実施される。各湊では停泊中の楫取りや船長たちを神社に集めて岩木山の牛玉宝印ごおうほういんを吞ませ、請文に爪印を押させたという（菊池勇夫『菅江真澄』吉川弘文館 二〇〇七年十月 一九四～一九五頁）。丹後日和とは、ただ単に丹後者を嫌うという山椒太夫伝説に基づいた宗教的な心理状態ではなく、それを踏まえて領内くまなく丹後者を詮議する、藩権力の強力な発動を伴った事象であつた。このことを私たちは軽視すべきではなからう。この点を前掲辞典の項目解説に補足しておきたい。本稿では、丹後人の詮議までを含めて丹後日和と規定することにする。

さて、前章で言及したように、十七世紀後半の寛文四年の段階では、領内の天気不正に関する原因が丹後日和ではなく、岩木山の硫黄平における入湯者の鳥の持ち込みに求められていた。時期は少し遡るが、「国日記」寛文四年三月二十六日条によると、旅船が領内の湊に着岸した際には、「喜利（切）支丹改」と乗り組み人数の確認、間役銀・面役銀の徴収が下命されていく。加えて、同年六月二十一日、津軽領三馬屋みんまや（青森県東津軽郡外ヶ浜町三厩）において破船の検分が実施されており、深浦小廻船、鱈ヶ沢小廻船、越後船、越中船などとともに、「丹後十兵衛船老艘」と書き上げられている。後年のように、右の船と船頭十兵衛が、当日はもちろん、後日、津軽領から追放されたり帰還を命じられたという記事は見あたらない（「国日記」寛文四年六月二十一日条）。貞享四年（一六八七）は天気不正によって、例年のない凶作・不作であつたにも拘わらず、「国日記」の各条を見る限りでは、丹後日和の記事は見あたらなかった。

それでは、丹後日和が史料に見えるようになるのは、何時の頃のことであらうか。

正徳三年（一七一三）の『倭漢三才図会』（日本随筆大成刊行会

一九二九年七月 七六六頁) 岩城山権現の項は、安寿と厨子王を祀る社であることに加えて丹後人の登山を禁じ、無視して登山した時には神の祟りを受ける、と簡単に触れている。一般的には、これが丹後日和を世間に知らしめる契機となったと推察される。一方、津軽領では、弘前藩最初の官撰史書である「津軽一統志」(享保十六年(一七三一)に完成し、五代藩主津軽信寿へ献上)の首巻、「岩木山」の項に丹後日和の記事が掲載されている<sup>3)</sup>。それによると、藩によって湊や船舶に丹後人がいるかどうかの詮議が実施された様子が窺われるので、丹後日和のアウトラインは十八世紀前半には、領内周知のこととなっていて、弘前藩でも公的に認定された風説ないし伝承として機能していたように見える。

丹後日和伝承の成立は、十八世紀前半に認められるとして、前述の領内における丹後船や丹後人の改めなど、藩政の上で実際に機能していたのかについては、問題が別であろう。「津軽編覧日記」(弘前市立弘前図書館蔵八木橋文庫) 享保二年六月九日条に、江戸幕府巡見使について、次のように見える。

一、六月九日御順(巡、以下同) 見使碇ヶ関<sup>正</sup>御着被成、同十日弘前、

(中略)

一、三番 高七百石 高城孫四郎 家老 高橋友右衛門 用人 嘉渡平太夫 小姓・右筆・足軽ともに上下式拾八人なり、

此節御順見使御三人之内高城孫四郎様丹後国御生れ之由、津軽鎮守岩木山は丹後之国生れ之者御忌嫌之由二付、御同人御国境二而垢離精進を被成、御国人罷成候由、御国廻り之内天気快晴二候得共、岩木山は始終曇り、御山形不顕、御許し不被成、松前より青森へ御帰帆之節孫四郎様御船少々流れ、外御船より遅く御帰船、御廻中至而御恐れ御慎之由伝承候、

右の記事によると、巡見使の一人高城孫四郎(清胤)は丹後の生まれなので、岩木山が丹後出身者を忌避したことから、津軽領内に入領するに際して藩境で精進潔斎、垢離取りまでしたという。それにも拘わらず、在国の天気は快晴であったが岩木山には雲がかかって山容をみせなかったという。このケースは、前述の古川古松軒が紹介した例と似かよっているが、果たして本当であろうか。

まず第一に、『寛政重修諸家譜』第一六(統群書類従完成会 一九六五年十月 六八・六九頁)によると、高城家の本貫は紀伊国、後に下総国小金へ移転して同城主となり、北条氏綱の家臣となった。天正十八年(一五九〇)の小田原落城後、一時、蒲生氏郷に仕え、慶長九年(一六〇四)、徳川家に出仕し旗本となった。清胤は六代目の当主として、元禄七年(一六九四)に家督を相続、書院番に進み、享保二年に陸奥・出羽・松前の巡見使を勤めた。右の記録には、高城家の出自を見ても、また高城清胤自身が丹後国と関わりを持ったという内容は一切認められない。ついで、弘前藩の「国日記」「江戸日記」の双方に、「津軽編覧日記」の記事内容は、全く記述されていない。次章で触れるところであるが、巡見使の到着した「国日記」享保二年六月十一日条に確かに天気不正の風説記事があり、同六月十四日条には、弘前藩が弘前八幡宮の小野若狭へ領内四社(広瀬・竜田・加茂・貴船の各宮)を回って「天気揚之御祈祷」を下命した記事が掲載されていることから、ちょうど巡見使の入領の時期に領内の天候が不順になったことは間違いないであろう。

しかし、「国日記」の風説は丹後日和ではなく、次章で述べるように別の内容であった。巡見使の高城家の本貫地や高城清胤の生地は、丹後国とは全く無縁であったこと、ほぼ同時期に記録した「国日記」や「江戸日記」に「津軽編覧日記」で記した記事に関わる事柄が全く認められないことか

ら、同書の記事には信じがたい。ただし、寛政五年（一七九三）、木立守貞によって編纂された官撰史書である「津軽編覧日記」には、該当の時期の記録にはない歴史的な事柄も掲載されていることから、いちがい否定できないのも事実である。この件については、紙幅の関係もあり、古川古松軒が「東遊雜記」で紹介した前述の記事に関わる錯誤ではないかと推定するにとどめたい。

それでは、丹後日和が「国日記」に見えるのは、いつの時期であろうか。元禄八（一六九五）・九年、北奥羽地方を襲った大飢饉は、津軽領でも未曾有の被害が生じた災害として長く記憶され、十七世紀末の弘前藩政に深刻な被害を与えた。元禄八年の気象状況などを各史料で搜索すると、長雨と虫付きが懸念されており、天気不正は明らかであった。藩庁では領内五山（五山とは最勝院・百沢寺・国上寺・橋雲寺・久渡寺であり、いずれも真言宗寺院）に護摩祈祷を命じて、天候の回復を祈願しているが、丹後者・丹後船の詮索を下命した形跡はない（「国日記」元禄八年五月十七日条）。当時、領内に凶兆を警告する古懸不動尊の出汗はあったものの、丹後者詮議の発令はなかった（同前同日条）。次章で述べることになるが、天気不正の原因は、岩木山硫黄山入湯者に求められている（同前 同年五月二十二日条）。このように、元禄大飢饉では、藩が丹後日和に触れていないことから、初見はいつの頃に求められるであろうか。前述のように、「津軽一統志」に丹後日和が掲げられたことは分かっているものの、「津軽編覧日記」の巡見使関係に見える丹後日和の記事も信頼をおくには問題があった。そこで「国日記」を搜索した結果、次に掲げる「国日記」元文五年（一七四〇）八月十一日条が、「丹後者」の初見ではないかと推察する。

一、宮崎忠兵衛申立候者、尾太銅山めぐり相勤候久太郎と申者之所<sup>江</sup>秋田より医者耆人虚無僧参居候由、右之内丹後者有之由、風聞有之候、

急度詮儀二者及不申候得共、様子相尋候様被仰付奉畏候、於山元二久太郎方相尋候処、左様之者参居不申候、勿論山中金名子稼之者相尋申候処、是又左様成者無御座候、尤此末丹後者参候ハ、早速相返候様二申付候、此段奉申上候旨詮儀申付候処、尾太銅山回相勤候久太郎と申者之所<sup>江</sup>秋田より医者耆人并虚無僧参居候由、右之内丹後者有之由風聞御座候由御尋御座候、則宮崎忠兵衛<sup>江</sup>委細申付相尋候処別紙之通申出候間差上申候旨、勘定奉行付紙二而申出候二付伊織<sup>江</sup>達之、書付者勘定奉行永沢孫兵衛・山野十右衛門<sup>江</sup>遣之、

（傍線筆者）

冒頭の宮崎忠兵衛とは、弘前藩の御用達商人で当時尾太銅山の支配人を務め、同銅山の経営と統制を一任されていた（以下の尾太銅山に関する記述は、拙稿「足羽次郎三郎考―その実像と虚像―」長谷川成一監修、浪川健治・河西英通編『地域ネットワークと社会変容―創造される歴史像―』（岩田書院、二〇〇八年十月）によることをお断りしておく）。領内だけでなく秋田領からも尾太銅山へ多くの鉱夫や炭焼き、物資運搬などの雑役に従事する人々が入山していた。彼らのなかに丹後者が入り交じっていないかどうかの詮議をせよ、という指令が藩庁から出された。山中の人員を確かめたところ、丹後者はいないことを宮崎は確認して、その旨を報告した。鉱山は、領内の湊と同様、不特定多数の人間が入り込み、類似の性格を持つ地域であったから、丹後者の詮索も同様に嚴重であったのは間違いない。そもそも、元文五年は、津軽領内が大雨と洪水によって凶作の年であった。同年七月、藩庁は領内五山に五穀成就の祈祷を下命しており（「国日記」元文五年七月十二日条）、既に穀物生産に深刻な影響が出ていた。そのような状況下で、丹後者の詮索が発動されたのである。これ以降、天候を観察した上で、凶作・飢饉などの凶兆が予見された場合、丹後者の詮索は実

施されたことが、「国日記」をはじめとする各史料に頻繁に見えるようになる。領内での丹後日和風説の展開であり、入領者だけでなく領民までも徹底的に吟味する、津軽領に固有の丹後者詮索が実施された。

十八世紀前半の時期に、丹後日和の成立と展開があった理由として、主に次の二点が考えられる。第一は、鉾山社会において丹後者詮議が実施されたのは、当時、尾太鉾山の銅鉛の鉾産が極大に到達し、さらに江戸幕府からは一層の増産を促されて、尾太には鉾夫や岡廻りの作業に従事する多くの人々が、白神山を縦走して入り込んできたことがあげられよう。詳細は、拙稿「十八世紀前半の白神山地で働いた人々―最盛期尾太鉾山を事例として―」（『白神研究』第五号 二〇〇八年六月）を参照されたい。

第二には、十八世紀に入って、享保期を過ぎたあたりから弘前藩の移出入体制の根幹をなしていた九浦制度が抜荷の横行によって崩壊の兆しを見せてきており、領内各湊における統制が弛緩し入湊の船舶・人の取締りに支障を生じるようになった（『青森県史 資料編 近世二 津軽一 前期 津軽領』青森県 二〇〇二年三月 第四章解説）。

右のような歴史的背景から、丹後者の詮議は全領内的な規模を以て実施されたのであった<sup>4</sup>。

### 三、丹後日和以外の天気不正に関する風説

丹後日和の風説は、前章での検討によって十八世紀前半から丹後人の詮議という内実を備えたものとなったことが明らかになった。それでは、丹後日和以外の天気不正に関する風説について、現在までに判明している事例を次に掲げて分析を加えることにしたい。

すでに「一、天気不正の風説と藩政」でも示したように、入湯者が岩木山硫黄平に鳥を持ち込んだことが天気不正の理由とされていた。その他に、元禄の大飢饉に際しては、次のような事例がある。

○「国日記」元禄八年（一六九五）五月二十二日条

一、嵩之湯<sup>江</sup>弘前又ハ在々より参候入湯之者共大勢入込、硫黄山<sup>江</sup>参候由沙汰承候、頃日度々雨降在々稲二虫付候由沙汰承候、右之通御家老中<sup>江</sup>申達候処、（中略）岩木湯硫黄山<sup>江</sup>一切人通間敷旨百沢寺<sup>江</sup>可申付旨寺社奉行<sup>江</sup>申渡之、

○「国日記」元禄八年六月十四日条

一、打続天氣悪故作物生立悪敷就有之、岩木嵩之湯二大勢湯治者有之間、不残湯本引払、尤湯守ニも右之段急度可申付趣御家老中<sup>江</sup>申達候処、御徒目付・足軽目付申付遣候様ニと被申、則右之趣大目付中<sup>江</sup>申渡之、

右は元禄八年夏五月・六月の「国日記」中に見える記事である。岩木山硫黄平の「嵩之湯」（図2参照。前掲「東奥津軽山里海観図」収載）に大勢の湯治者が入り込んだことよって、長雨と虫付が著しくなり、作物の生育に甚大な影響が生じる恐れが出てきた。藩では、嵩の湯への入湯禁止・湯治者の引き上げ、さらには同所への立ち入りを禁止すると布達を出し、百沢寺に取締りを命じた。

当時の「嵩之湯」は、現在の嶽温泉の位置とは相違して、頂上に近い、硫黄平の直下にあった可能性が高い。寛政八年（一七九六）、これまでの温泉場から五〇〇間（約九〇〇メートル）下の麓に引越し、樋を設置して湯元（図3参照。同図は弘前市立弘前図書館蔵。図中には「元湯」と記されている。参照されたい）から湯小屋に引き湯をしたという（『津軽歴代記類 下』国書刊行会 一九八二年十一月復刻 一五頁）。前記の「国

日記」寛文四年（一六六四）閏五月十四日条に見える、長雨の原因を岩木山嶽の硫黄平（図1）での入湯者に求めた、天気不正風説の初見記事の現場も、山頂付近の硫黄平直下の温泉場（図2）であったようだ。入湯者が山頂付近に位置する硫黄平の静穏をかき乱した場合は、信仰面での問題も含めて、天気不正の風説を生じさせやすい状況を作り出すことになったのであろう。

岩木嶽温泉入湯者の統制と岩木山信仰に関しては、黒瀧十二郎「津軽嶽温泉と岩木山信仰」（『弘前大学国史研究』九八号 一九九五年三月、後同『弘前藩政の諸問題』北方新社 一九九七年十月に収録）に詳しいので具体的な内容は、そちらに譲る。黒瀧論文によると、「お山参詣と（嶽への）入湯は天候不順の時は禁止され、岩木山中での諸行動は、天候不順を招いて凶作となり、人々の生活不安が増大する」と述べており、「嶽温泉への入湯は、岩木山信仰と深く結びついた」という。ただし、なぜ入湯すると天候が不順になるのかについては言及が見えない。むしろ、嶽の温泉場において、通常とは異なる行為や硫黄平の静穏を乱す事象が生じたときに、天気不正の風説が領内に流れたと考えた方が良さそうである。

岩木山に関わる天気不正の風説に関して、黒瀧論文に紹介されている事例として興味深いのは、次の記事である。「国日記」文政六年（一八二三）三月十四日条の「頃日、季候不順二有之、岩木山<sup>江</sup> 獵師忍入熊狩取候欵、又者不浄之者入込候儀も有之間敷哉僉議致候様」と、近頃の天気不正は岩木山へ獵師が忍び入って熊狩りをしていることや不浄者の入り込みに原因があるのではないかと、と百沢寺へ詮議を下命したという。これは岩木山が百沢寺の結界で殺生が禁止されていたことも関わりがあると考えられる。

しかし、天気不正の風説として認識されているのは、本来殺生をしては

いけない地域で熊狩りをする行為が、岩木山にすむ動物世界に異変を生じさせることにつながると考えたからで、動物の生息環境を攪乱する警告として捉えた可能性があるのではなからうか。殺生を禁じていない場所での熊狩りについては、弘前藩で制限したケースは認められず、単なる信仰の問題ではなく、違ったレベルの問題として、天気不正の風説が立ちのぼったのではないかと推察する。

岩木山ないし同信仰との関わりを持つ右の事例のほかに、天気不正に関する風説はないのであろうか。

元禄七年五月二十七日（西暦一六九四年六月十九日）、秋田県北部をマグニチュード七・〇の地震が襲い、能代を中心に甚大な被害が出た。津軽地方では、弘前城の石垣が破壊され、能代から大間越にかけての沿岸地帯で山崩れが生じた（宇佐美龍夫『新編日本被害地震総覧』東京大学出版会 一九九六年八月）。官撰史書「封内事实秘苑」（弘前市立弘前図書館蔵）は、破壊された弘前城の石垣修復に関して、興味深い記事を掲載している。それによると、元禄八年、城普請のため如来瀬村（弘前市如来瀬）から石材を切り出したところ、領内は大風雨にさらされて五月中は一日おきに雨が降り、洪水が発生して郡内が水没、植えたばかりの苗が四〇〇〇町歩（約四〇〇〇ヘクタール）にわたって冠水した。そのため、再度植え付けたものの苗が不足となり、新たな植え付けができなかった面積は四〇〇町歩にのぼったという。そのような状態のなかで、六月、土用に入って強烈な東風（ヤマセ）の襲来をうけて、周知のように元禄八・九年の大凶作、大飢饉に至ったのである。如来瀬村からの採石が、元禄大飢饉の引き金を引いたとも受け取れる記述である。

時期はくだるが、後の章で触れる「金木屋日記」（弘前市立弘前図書館蔵）天保八年（一八三七）二月十八日条には、彼岸中に悪天候が続いた原因は、

兼平山から石を採掘しているからだとの風聞があり、この風聞は昔からの言い伝えだと記している。大規模な採石が天気不正を招来するとの風聞であり、後述の鉱山開発の問題とも通底する内容であろう。

前章で検討した、享保二年の江戸幕府巡見使に関わる丹後日和については、「津軽編覧日記」に見える記事は信用しがたいことを論証した。ただし、丹後者を疑われた巡見使の高城が弘前を出立した当日の「国日記」享保二年六月十一日条には、次のように見える。

一、町奉行<sup>江</sup>申遣候者、

頃日、打統天気悪敷候、前々より風説申候者、御領分ニ而紫根穿候得者、天気荒申候由申候、依之若在々ニ而紫根ほり申候者も有之候哉と詮議申付候、其元ニ而も万一百姓共紫根穿申候者有之候哉、御詮議候而御申付被成候様御用人中より可申遣由ニ付如斯ニ御座候、

右之段申遣候様ニと町奉行<sup>江</sup>申付之、

右の記事によると、領内の天気が悪いのは、風説によれば紫根掘りがなされたことが原因であり、藩は百姓たちへ紫根掘りを停止するように厳命している。この時の天気不正の原因は、巡見使の高城の出身地ではなく、領内の紫根掘りだったようだ。紫根とは、ムラサキ科ムラサキの根のことを言い、紫根染めの染料として珍重され、国内の商品市場でも大いに取引された品であった。北奥盛岡藩の紫根は南部紫として広く知られ、渡辺信夫『幕藩制確立期の商品流通』（柏書房 一九六六年七月 三四四～三四五頁）によると、同藩では慶安四年（一六五二）紫根買上制が確立し、領内の集荷体制が整ったという。

弘前藩では、正徳元年（一七一二）「所々湊并御関所出入物御役改帳」（前掲『青森県史 資料編 近世二 津軽領一』七二一八号）によると、出物御役として紫根一箇（一六貫目入り）に銀五〇匁の役銀を賦課した。津軽領

の数少ない特産品の一つとして移出された紫根は、百姓たちにとっても貴重な収入をもたらす品であったことは間違いない。領内での乱掘が目にするものになった可能性があり、藩の措置は採掘を規制しようとする企図に基づくものであったに違いない。つまり、土中のものを、むやみに採掘をすることを戒める風説として、把握できないであろうか。

「津軽編覧日記」天明六年（一七八六）二月条と同年四月初旬条は、興味深い記事を掲載している。<sup>5)</sup> 同年の天気が不順なのは、百沢（弘前市百沢）の黒森山（図3を参照。図の左側に「黒森」と見える）の木を在方の者の手当にするため伐採を許可したこと、古懸（平川市碓ヶ関古懸）山から帆柱にふさわしい杉の巨木（二本のうち一本は、直径約一・六メートル、長さ約七・七メートル、もう一本は、直径約一・三メートル、長さ約六・八メートル）を伐採したこと、この二点によって、領内の天気が不正になったとの風説である。前者の百沢黒森山に関しては、おそらく天明大飢饉に際して、御救山つまり窮民へ山を解放したことによって、<sup>6)</sup> 多くの人々が入山して従来の秩序が乱れたことに天気不正の原因を求めているのではなからうか。古懸山のケースは、同山で巨木を伐採して大鰐川へ流そうとしたところ、木神が惜しんで流させず、強いて流そうとすると天候が荒れたという。ここには、二つの問題が潜んでいるように思われる。

第一には、天明大飢饉に際して、御救山が領内全域で布達され、天明四～六年にかけて開山が実施された。詳細は、注（6）の拙稿「山と飢饉―近世後期津軽領の山林統制と天明飢饉―」を参照いただくとして、前述のように百沢寺・下居宮の管轄であって通常殺生を禁じ森林の伐採を禁止した地も、開山の例外とはならなかったようだ。したがって、黒森山の神木伐採は人々の通常感覚と相違する行為であったと思われる。ここに、天気不正の風説が発生する原因があったのではなからうか。<sup>7)</sup>

第二には、古懸山の木の伐採について、古懸国上寺と関わりがあったのか不明であるが、記事に見える木神が伐採を惜しんだ上、大鰐川への川流しをしようとしたところ、木が「声ありてうなり」と、強烈な拒否反応を示したという。飢饉の際の開山による乱伐を戒めようとしたのか、それとも神の宿る木を伐採したことによる抗議なのか判断はつきかねるが、当時の古懸山の状況を把握しておく必要がある。天明四年「諸山之内上山通より西之浜通迄中山通より外浜通古懸山迄御山所書上之覚」の「浅瀬石山より古懸山迄」(『新青森市史 資料編五 近世三』青森市 二〇〇六年十二月 三八号)には、古懸村による管理の範囲に含まれる山林の状況が次のように記録されている。

一、古懸村領惣山

右御山所不殘雜木立ニ而大沢通一ヶ沢之内小沢三ヶ沢、

先年より御留山之処、相応之太木立ニ而御座候、其外明山小沢一ヶ沢之内より山下村焚用柴取出罷有候、

一、同山之内仕立杉相立罷有候、

一、諸山檜・杉・雜木共ニ仕立山等も兼而被仰付、御厭之筋相立御山盛衰相考伐取方吟味仕罷有候処、近年度々之洪水等ニ而川除諸普請

入用木柄伐取方等被仰付候上、去年凶作ニ付在々為御救御郡内惣山

雜木之分開山ニ被仰付、檜之分も不少為御救伐取方被仰付候間、諸

山御山模様当時薄立ニ相成申候、乍然御当節柄御救方御補之筋相立

候ニ付不得止事奉存候、依之此末之儀者是迄之通山下村々御メ方

精々相立盛木方吟味仕候間、追年御山盛木可仕様ニ奉存候、

(傍線筆者)

右によると、古懸山は大部分が雜木であって、留山になってから、ようやく太木が生育するようになったという。傍線部の箇所には、近年洪水が

頻発したので藩から治水工専用の材木の伐採を下令され、その上、天明大飢饉によって雜木と檜も開山の対象になったことから、「薄立」つまりまばらな林相になってしまったとある。古懸山からの巨木の伐採は、林相の貧弱さを加速するだけでなく、洪水頻発の時代にあつては、洪水の発生を促進するだけでなく被害を増大かつ拡大させる危険性を予感させる凶兆として人々に捉えられたとしても不思議ではない。巨木の伐採は、飢饉だけではなく洪水の危機に直面する恐れを感知したことから、木神に仮託する形をとって、領内に対する天の戒めとして天氣不正の風説が流布したと考えられる。

#### 四、鉾山の開発・稼行と天氣不正の風説

前章でも言及した、天明三年(一七八三)の天明大飢饉は、全国的にも多くの餓死者を出したことで、幕藩体制下にあつて甚大かつ最も悲惨な被害を及ぼした災害であつた。津輕領も例外ではなく、飢渴により約七万人が死亡したといわれる。周知のように、同年の天候は、まさに不順であり、弘前藩でも天氣不正に関する風説が飛び交つた。丹後者の詮議や領内五山による日和揚げ祈祷の実施は当然のこととして、従来に見られない風説が、この飢饉を契機として浮上してきた。天氣不正の要因を鉾山開発に求めた風説である。「国日記」天明五年六月晦日条には、次のように見える。

一、勘定奉行申出候、頃日天氣不正之儀者、目屋野沢御山之内大滝股

鉛山、宮崎庄兵衛・竹内半左衛門受山ニ而去々年鉛穿取候所、殊之

外天氣不正ニ而去年者相止罷有候、又々先達而より鉛穿取ニ四五拾

人も罷越候旨雜説相聞候ニ付、竹内与三右衛門僉議仕候処、去々卯

ノ春より穿付同年秋迄穿取候得共、右之内不正統に而御止被仰付候儀も無御座候之由、然所凶作後休山御断申上候処、当四月鋪内普請等も有之、其後出石金も有之候二付、先頃より少々吹立又々穿方二取付可申段申出候、兎角不勝二も御座候間、鋪内二罷有候もの共不残当分下山致候様町奉行<sup>江</sup>被仰付度旨申出之、監物<sup>江</sup>達之申出之通申付旨書付二而申遣之、町奉行<sup>江</sup>も申遣之、  
(傍線筆者)

右によると、近頃の天気不正は、目屋野沢の「大滝股鉛山」において、宮崎・竹内の両山師が二年前(天明三年)から鉛を採掘したことに原因があり、天気不正を理由に稼行を禁じた。天明三年春から採掘し、同年の凶作による稼行休止もしたが、特に休山を下命されたわけでもなかったため、当年(同五年)から坑内の保全と採掘した石金<sup>II</sup>鉛を製錬し稼行し始めたところ、天気不正が生じたため鋪方も含めて全ての鉱山従事者を下山させたという。「津軽編覽日記」天明五年六月二十三・二十四日条にもほぼ同様の記事が掲載され、「此夏、尾太銅山より三里先き大たきまたと申所に金山出来、此金山宮崎庄兵衛・竹内半左衛門両人<sup>□□</sup>之上掘候処、夫より天氣あれ申候」とある。

右に見える金山とは、金を産出する「きんざん」でなく、鉱物一般を産するいわゆる「かねやま」の意味であろう。さらに「津軽編覽日記」には、既に安永二年(一七七三)に同鉱山は採掘を開始しており、天気不正のことがあったにも拘わらず、当年(天明五年)も採掘するとは、「危事」ではないかと人々が噂していると記している。

このほかに、大滝股沢の鉱山について記録しているのが、天明四年「諸山之内上山通より西之浜通迄中山通より外浜通古懸山迄御山所書上之覚」の「上山通碓関山より目屋野沢山迄」(『青森県史 資料編 近世三 津軽 二期 後期津軽領』青森県 二〇〇四年三月 一八〇号)であり、次のよう

に見える。

一、同山(目屋野沢村領惣山)之内於大滝俣沢二鉛山見立、穿方宮崎庄兵衛・竹内半左衛門<sup>江</sup>天明二寅年五月被仰付、御山証文相渡穿方仕候所、去秋より休山二相成罷有候、

天明二年五月、弘前藩は「大滝俣沢」に鉛山を見立て、宮崎と竹内に稼行を命じ去年(天明三年)秋から休山になっていくという。前後の状況からして、この記事が同鉛山について最も信用をおける内容であると考えられる。

ところで、史料に見える大滝股沢の鉛鉱山は、津軽領の鉱山旧記である「山機録」や領内鉱山の書上類には、当該鉱山の山名が一切見えない。そのため、どこに位置した鉱山なのか、全く不明であったが、大滝股沢の地名から、現在の青鹿岳<sup>あおしかたけ</sup>の東側から発する大滝股沢のことを指すのではないかと推測している。位置については図4、全体の景観と現状については図5(当該の写真は、弘前大学名誉教授・牧田肇先生からご提供いただいた。衷心より感謝申し上げます)をご覧いただきたい。寛政期と推定される「砂子瀬・湯野沢絵図」(旧八木橋文庫蔵)には、図6のように青鹿岳と大滝股沢が認められる。さらに「津軽山沢絵図」(弘前市立弘前図書館蔵八木橋文庫)の図7に、大滝股沢の東側に「金山」と見えるのが、「津軽編覽日記」に記録された金山を指すのではなからうか。

「国日記」に記名された大滝股鉛山については、その実態が全く不明であり、経営の内容も明確にしないのが実情であるため、これ以上の言及はできず、主に同鉛山をめぐる天気不正の風説に検討を加えて行こう。

「金木屋日記」(弘前市立弘前図書館蔵八木橋文庫)は、藩政後期の天保八年(一八三七)から幕末維新期に至る、領内に関する詳細な日記資料として高く評価された文献である。筆者の金木屋武田又三郎<sup>たかのき</sup>敬之は、弘前藩

の御用達を務めた後、岩木賀田よした(弘前市賀田)に隠棲して酒造業を営み、日々の生活だけでなく、天気の状態や作柄に加えて、彼の耳に入った風聞、かつての特権商人仲間で形成されたネットワークから届けられる領内外の経済・政治・災害情報などを日記に克明に記録した。大滝股沢鉛山と天気不正についても、貴重な記録を残しているため、それを紹介しよう。

(A)「金木屋日記」嘉永六年(一八五三)九月四日条

○西南大滝股江金山試ミ穿願相済取か、り居候よし、昔より右金山穿候得ハ、あれ候而飢饉ニ相成候よし、前々咄有、此度七月末より取か、り居候由、依而雨右之山より降出シ来候様風評有、当年雨降に成程西山山目屋の方多く雨降り来候、下もくくの評二者候得共、昔より申伝も有之候山江願済ミ候義相分り不申事也、尤金山ニ而御国一番之金多く有之候山之由、前度より聞伝居申候、当時金山穿方流行ニ有之候、

(B)「金木屋日記」安政元年(一八五四)六月二十九日条

○先日御日和上ケ四社へ御祈禱被仰付候よし、大滝(股脱)沢金山掘候ニ付あれ候と風評有之候よし、頃日之雨ニ而廿七日晩又々洪水、既ニ七歩程之出水ニ而人夫まと多等出候よし、

(C)「金木屋日記」安政元年六月三十日条

○昨年春も掘立御止ニ相成候目矢之奥金山大滝投(股)沢と申所、当年又々掘立居申候由、右ニ付ケ様荒続候由等、先日より人々風評有之候、疾御止メ被仰付候由咄合も有之候、右金山者昔ニも不作之折掘立、其後御止メニ相成居候山之由、ケ様之風評も兎角不面白候、是々不正続ニ而者御大事之義早速御止メ被仰付候而宜様也、

(D)「金木屋日記」安政五年(一八五八)六月十三日条

五ヶ年已前寅とし五月より雨続きにて、土用之入日ニ降、翌日も降、土用三郎も降雨続き、土用十八日之内十二日雨降候、大ニ雨とし也、

其節西南奥山の方より計雨降、大滝股といかいふ金山隠シ掘居候由、右御詮義被成相止てより御天氣能相成候事有、此度も右様の事ニ而も有之候哉、なんとか雨続き不思議也、南山へ白雲たな引候得者雨降来たる、丹後者入込候哉、諸勸進共嚴敷御詮義の御触相廻候由、尔今不見得候得共、在方ハ廻状と申物も無、庄屋へ参候而も村中江不為知候、つまらぬ事也、最早四社五山へも御祈禱上かり候而も宜敷也、土用中のあれ大切之事也、弘前ニ而咄候由、先月十二日より昨日迄三十日之内十一日雨不降、十九日雨降候と申居候人有之由其通り也、右の内容の要点を、次の六点到りまとめることにする。

①藩が、大滝股の金山の試掘を許可したが、人々の話によると、この金山を採掘すると荒天になり飢饉を起す恐れがあるという。嘉永六年七月末から採掘を開始しようだが大滝股の山から雨が降り出したとの噂がある。―(A)

②大滝股の山は領内で最も産金の多い山とのことで、これから金掘りが流行するだろう。―(A)

③大滝股での金採掘は、天気不正の風評があつて、最近の大雨によって既に洪水が起きている。―(B)

④昨年(嘉永六年)も採掘を停止させられた大滝股沢の金山は、今年(安政元年)再開したという。そのため天候が悪化したとの風評が広がっている。藩庁は早急に採掘を中止させるべきである。―(C)

⑤五年前の安政元年(一八五四)は、五月から雨が降り続き土用に入つても止まない大雨の年であった。西南の奥山から雨が降つたが、これは大滝股の山で隠れて採掘をしたことが原因だった。藩庁が詮議してそれを禁じたところ、天候が回復したことがあつた。今年(安政五年)もそのようなことがあるのであろうか。―(D)

⑥今年（安政五年）六月、南方の山々に白雲がたなびき雨が降り出して  
いる。丹後者が入領したのであろうか。丹後者が入り込んでいる可能  
性もあるため、彼らが紛れ込んでいる可能性のある諸勧進の詮議触が  
出されたようだが、まだ在々に回っていない。―(D)

右の整理から、大滝股鉛山と天気不正に関する風説・風評は、領内に広  
く流布したものであったことが理解されよう。同鉛山での採鉱が始まると、  
領内奥深い秋田藩境に近い大滝股沢の山から雨雲がわき出て大雨を領内に  
降らせ、それが不作を誘発して飢饉に至るといふ図式である。また、大滝  
股鉛山と合わせて、丹後者の入領の可能性を持ち出していることも興味深  
い。天気不正の要因は多岐にわたることを示しており、単純な要素ではな  
い点を金木屋は承知していたようだ。

藩の公式記録である「国日記」や官撰史書「津軽編覧日記」以外に、領  
民レベルの記録である「金木屋日記」に大滝股鉛山と天気不正の風説が掲  
載されたことは、大きな意味がある。人々が噂している、もしくは人々  
の風評だということ、天気不正の原因である大滝股鉛山の採鉱を中止す  
べきであるとの主張は世論であり、民衆の意向を藩庁は汲み取るべきだと  
の意見である。領民も領内の自然の一部を構成しているとすれば、それを  
受け止め是正の措置をとらないとすると、それは自然の調和を藩自らが攪  
乱したことに通じるとの考えなのではあるまいか。

右の背景には、近世における鉱山開発のあり方に対する人々の考え、な  
いし心理が伏在していたように思われる。安藤昌益は「統道真伝」の「糺  
聖失」(『安藤昌益全集 第八巻』農村漁村文化協会 一九八四年九月  
一四〇頁)のなかで、鉱物の採掘を戒め、次のように言っている。

偏二掘り取ルノミナリ。故二土中ハ金氣ノ堅メ弱ク、転氣ハ濁リ易ク、  
不正ノ氣行ハレテ人病ミ易ク、定氣ハ澄ミ難ク、水ハ湧キ難ク、山ハ

崩レ易ク、河ハ埋モレ易ク、地振ハ汰リ易ク、人氣ハ脆ク成リ内病發  
シ易ク、山ニハ木生ヘ難シ。

右によると、土中の鉱物を掘りとるのみで、土中の鉱物は減少し、土中  
を固める金気が弱まり、天気は濁りやすくなり、異常な気がおこり、人間  
は病気にかかりやすくなり、海の気は濁りやすく、水も湧きにくくなり、  
山は崩れやすく、川は埋れやすく、地震はおこりやすく、人間の気はもろ  
くなり、内因性の病気が発生しやすく、山には木が生えにくくなると、自  
然の調和がくずれて、いろいろな公害が出るとした。この中で、本論に限  
定して注目されるのは、鉱物の採掘によって、天気が濁るといふ点であろ  
う。鉱山の稼行によって天気が不順ないし荒天になると述べ、天気不正の  
現象を生じると指摘しているのである。昌益の思想が民衆の考えを代表す  
るものであったかどうかは議論の分かれるところであるが、既に十八世紀  
初頭に熊沢蕃山は、鉱物の濫掘は山を荒らし川を浅くして国土の靈を薄く  
し人間を劣化させると述べている(『集義外書』)。

蕃山や昌益の思想から見えてくるのは、鉱物の採鉱・濫掘は、自然の調  
和を崩し、人間にも社会にも甚大な被害を及ぼすと言ふことである。この  
ことは、大滝股鉛山の開発と稼行に懸念を抱き稼行の中止を主張する人々  
の心理ないし考えの基層をなしていたのではなからうか。

もう一つ、表題に掲げた試論という意味からも、私見を付け加えること  
にしたい。

大滝股沢は大川の支流であり、図5に見るように源流部は小岳であつ  
て、青鹿岳と小岳の間を流れる(『青森県史 自然編 地学』青森県  
二〇〇一年三月 二五頁)。青鹿岳は、「山の神様」がいて、そこへ行けば  
帰る人はない、との聖山伝承を持つ山であり、同岳には「鬼の坪」という  
清浄な場所があるという。大川は津軽平野を北流する岩木川のことであり

(藩政時代、岩木川の通称は大川である)、領内の水利環境に大きな影響をもたらす河川である。岩木川の源流部を構成する大滝股沢で、鉛山の開発と稼行が実施された場合、採鉱・製錬の過程で生じる鉛毒が大川を經由して岩木川流域全体へ及ぼす影響は決して無視できないであろう。

大滝股沢から北東に位置した尾太鉦山をはじめとする、銅鉛鉦山の密集地帯であった湯ノ沢川流域は、藩政時代に銅鉛の生産の賑わいに沸いた津軽領最大の鉦山・鉦業地帯であった。明治初年の『新撰陸奥国誌』二(国書刊行会 一九八三年五月復刻 四三七頁)砂子瀬村すなこせの項で「湯ノ沢」川については、次のように記録している。

尾太鉦山・八光・滝ノ沢等の溪流を併て西北に流ること六里十八丁、目屋川に入る、溪水鉦気を含み魚鰾生せず。

湯ノ沢川流域最大の尾太鉦山などから排水が流れ込む同川には、魚類等の生息が見られないと報告している。当時の湯ノ沢川は死の川であったのだ。津軽領内の米穀生産に甚大な影響を及ぼす大川・岩木川の源流部で鉛山の開発と稼行による鉦毒が発生した場合、重大な環境異変や穀物生産を阻害する甚大な災害が生じる危険性を、当時の人々が察知していたのかどうかは、残念ながら確認できていない。同鉛山の動静が民衆の注意をこれほど引きつけた背景には、次のような状況が考えられないか。聖なる山である青鹿岳周辺への開発者の乱入に加えて、天気不正の風説を装いつつも、実はもっと深刻な問題を感知していたか、直接的ではないにしても鉛毒による鉦害拡散の危険性に注意が向いていたのではないかと思われる。この点については、さらなる資史料の収集と検討が必要となろう。

## おわりに

本論では、近世津軽領で流布した天気不正の風説について、藩政史料を中心に検討を加えてきた。その結果、明らかになった事柄を次の五点にまとめることにしよう。

第一に、天気不正の風説として当時であっても広く知られていた丹後日和は、近世初頭から領内に敷衍したのではなく、山椒太夫伝説を包含した原初的な岩木山信仰が、十八世紀前半までに信仰形態を整え、丹後人・丹後船の全領的な詮議という藩権力の発動を伴う形で展開した。丹後の人と船の入領は、領内の調和を乱し天候の異変を招くということで、取締りが実施されたが、これは弘前藩による岩木山信仰を口実とした領内の人改めと船改めであった。十八世紀以降、切支丹改めが形骸化して、実質的な効力を持たなくなった領内では、丹後日和による人と船の改めが領民と湊だけでなく、多くの人々が入り込む隆盛期の銅鉛鉦山の支配統制に、さらには領民掌握に大きな効力を発揮したことは疑いない。

第二に、丹後日和が流布する以前の天気不正風説は、十七世紀にあっては主に岩木山硫黄平における入湯者に関わるものであった。硫黄平への禽獣の持ち込みや大量の入湯者が同平へ踏み込むことで、岩木山の静穏が乱され、それが領内の調和に大きな支障を生じさせると考えられた事による。寛政八年(一七九六)に温泉を麓に移転したことで、嶽温泉への入湯者が硫黄平に踏み込むことは少なくなったらしく、その後は硫黄平に関わる天候異変の風説が生じることは見られなくなったようだ。

第三に、右の他に天気不正の風説を生じさせたものとして、岩木山の結界内での熊狩りや不浄者(丹後者を含む)の入り込み、採石、紫根の採集、古懸山の巨木伐採、飢饉の際の開山による岩木山での神木伐採などがあげ

られる。十八世紀後半から次第に岩木山に関係しない風説も目につくようになった。なかでも天明期の古懸山の巨木伐採に関する天気不正の風説は、材木伐り尽くしの危機、それによる洪水多発など、危機が重層的に重なり合うものであった。人間を含む動植物の生態系や環境を破壊する警鐘として、これらの風説がその役割を果たしたと推察される。

第四に、鉾山の開発・稼行に関する風説である。天明の大飢饉を契機に、秋田藩との藩境に位置する山深い大滝股鉛山の開発と稼行を危惧する天気不正の風説が流布した。これは、藩の公式記録である藩庁日記だけでなく、市井の人物が記した「金木屋日記」のなかにも見え、土庶をともに脅かした風説だったことが判明し、それが示す領内の危機の深刻さが窺われよう。近世後期の人々は、熊沢蕃山や安藤昌益の考えにも見られるように、鉾物の採掘がもたらす災厄の一つとして、天候の不順、天気不正があると認識していた。鉾物の採掘ないし濫掘が自然界の調和を攪乱すると捉えられていたのである。本稿で論じてきた天気不正の風説は、まさに自然界と人間社会によって構成される領内の調和に関して、それを乱す恐れがあるものに対する警告であったといえよう。

第五に、大滝股鉛山に関して言えば、近接する青鹿岳は、山の神がいる聖山との伝承があり、鉾山開発・稼行者の闖入は、それだけでも十分に許されざる行為であった可能性がある。加えて、鉛山の位置する場所は岩木川の源流部を構成する地域であり、そこでの採鉾・製錬は鉛毒を発生させ鉾害を生じる恐れがあった。津軽平野を潤す岩木川が鉾害を流域へ拡散させる可能性があったのである。領内最大の銅鉛山であった尾太鉾山の位置する湯ノ沢川は、流域の各鉾山からの排水によって、明治初年には魚類が生きられない死の川であった。領民がそのような危機感を持っていたかどうかについて、現在詳らかにしえないが、大滝股鉛山の風説が藩政後期に

入ると頻繁に流布したことは無視し得ないであろう。

以上のようなことから、津軽領における天気不正の風説は、十七世紀から十八世紀後半にかけては、丹後日和をはじめとして岩木山信仰に関わって流布したものが多く見られた。十八世紀後半の天明大飢饉を境に、岩木山信仰とは拘わらない天気不正の風説が認められるようになり、鉾山開発・稼行に関わる風説は、聖なる山周辺の静穏と調和を乱し、領内の深刻な環境破壊を引き起こす恐れを懸念するものであったようだ。<sup>12)</sup>

しかし、いずれも自然との調和、自然界の静穏と人間社会の安寧を乱す予兆と考えられたことに関わって、天気不正の風説は領内に流布したのである。風説の原因となった事柄の詮議と原因の解決は、藩庁の責任ないし役務と捉えられていた。そこに丹後者詮議に見られるような藩権力発動の根拠があったものの、例えば、領内材木の伐採と領外への販売、鉛山の開発と稼行は、当然、藩財政に寄与するものであった。弘前藩は藩政後期にいたり、開発がもたらす藩への恩恵と、開発による自然界の調和の攪乱にいかに対処するか、大きな矛盾に突き当たることになった。

## 注

- (1) 拙稿「近世北奥大名と寺社」(尾藤正英先生還暦記念会編『日本近世史論叢 上巻』吉川弘文館 一九八四年七月) 三〇三頁。幕藩体制後期にはいと、農村の疲弊とそれに伴う社会変動から社会不安が増し、十八世紀後半には正統な社家の支配組織に付属しない「無縁之社家」が農村にあって、人々の祈禱要請に応じる現象が生じた。藩の筋目なき祈禱の禁止令は、次第に有名無実化していったのである(拙稿「津軽藩宝暦改革の一断面―寺社政策を中心に―」拙編『平成三年度科学研究費補助金研究成果報告書 転換期北奥藩の政治と思想―津軽藩宝暦改革の研究―』一九九三年三月所収)。

- (2) 天明五〜六年にかけて来遊した橘南谿は、「東遊記」(『来遊諸家紀行集』青森県

立図書館青森県叢書刊行会 一九五二年九月)のなかで、「丹後の人」として丹後日和を記録している。末尾に「此説隣境にも及びて、松前、南部等にも、湊々にては、多くの丹後人を忌みて送り出す事なり、かばかり人の恨は深きものにや」と述べており、丹後日和は津軽領だけでなく、松前・南部両領でも流布した風説であるとしている。現在、両領で丹後日和が存在したか確認していないが、橋南谿の見聞が正しいとすれば、山椒太夫伝説が残存する場所には、丹後日和の風説が存在する可能性が高いということになる。

酒向伸行『山椒太夫伝説の研究―安寿・厨子王伝承から説教節・森鷗外まで―』(岩田書院 一九九二年一月)によると、越後(上越市の伝承という)に丹後船の入港を忌むという類似の伝承があるという。ただし、橋南谿の指摘する松前や南部については特に言及が見あたらない。

(3) ここに紹介する「津軽一統志」は、弘前市立弘前図書館蔵八木橋文庫の写本であり、同書は、明和三年(一七六六)夏上旬の写本であることが、奥書によって判明する。他の「津軽一統志」の写本は筆写年代がよく分からないものが多いなかで、それが判明する当写本は貴重である。加えて、他本との校合の結果、当写本は、いわゆる筋の良い写本と考えられている。同書の岩木山の項には、丹後日和について次のように見える。

然トモ此ノ山ノ因縁從ニ往昔ニ限リテ丹後ノ國人ニ而不レ能レ入リ于堺ニ、況ヤ於ニヤ住国ニ哉、亦当邦統クコト海ニ辺ニ凡ソ七十有ニ余ノ里、西ハ始ニ大間越ニ東ハ終ニ小湊ニ、於其ノ浜、辺天ノ之晴ニ暴怪ク有レ變ニ現面ニ、村ノ老漁叟隨ニ郷ノ之古制ニ而、所ニ繫ニ於湊ニ船ヲ尋探ニ、必ス有ニ丹後ノ人ニ、仍テ而説ニ当山ノ於因縁ニ而、使シメ此ノ人ニ此ノ船ヲ去、湊ノ者則亦齊テ而如シ本ノ之、是ヲ郷ノ語ニ而謂ニ丹後日和ト、

(4) 明治三十二年(一八九九)十一月、佐藤弥六が著述した『津軽のしるべ』(今泉書店発売)は、当時の代表的な津軽地方の歴史・地誌を著した著作で、大正四年(一九一五)に至るまで四版を重ねたベストセラーであった。そのなかで、佐藤は「岩木山」の項に、「世俗伝ふる所に由れば」として、丹後日和を詳細に紹介しており、安政五年(一八五八)五月二十四日の目付へ宛てた布令を記している。

丹後日和は、この段階で伝承に転化しており、幕藩体制の崩壊と近代化の過程で実質的な機能は消滅していったようだ。

(5) 参考のため、「津軽編覽日記」の記事を次に掲げる。

「津軽編覽日記」天明六年二月条  
一、当二月中凡て雨天三月初旬まで雨相止候へハ風立、風吹不申候へハ雨ふり、一日と宜日ハ無御座候、如何成事と風説致候、是は百沢の黒森山の木を在の者御手当に被下切候故か共云、又先年古懸山より帆柱式本切出彦本は三拾六匁、一本は十七匁に売候て川出し致候処、流れ兼罷有候を又頃日川出し致候処、流れ不申罷有候由、夫故の事か不思議なる不勝の天気相と諸人風説申候、

「津軽編覽日記」天明六年四月条

一、同月初旬頃古懸山より帆柱式本切出し大鰐川へ流し候処、此木神のおしみし木か中々流れ不申、仍之在より人足老人三文目宛に雇ひ流し申候へ共、不流、此木声ありてうなり候由、しるて流し候得は天気あれ寒く候て雪消候よし、式本共杉にて一本ハ差渡五尺五寸長さ四十三間、今老本ハ差渡四尺五寸長さ三十八間、右は四方面取候所の木にて、右寸法の由、大八千四百両小八千式百両に、他国の船頭へ御払のよし、一説に木は三本にて三本とも百両宛に御払とも云、

(6) 本格的な救恤制度としての御救山の制度は、右の飢饉に際して弘前藩で設置され、十八世紀以降の大飢饉では、領民救済の手段として切札的な役割を果たした。詳しくは、拙稿「山と飢饉」(関根達人編『科学研究費補助金研究成果報告書 供養塔の基礎的調査に基づく飢饉と近世社会システムの研究』二〇〇七年三月所収)を参照されたい。

(7) 弘前藩二代藩主津軽信枚は、寛永六年(一六二九)四月二十七日に、百沢寺へ三カ状の掟書を下した(「津軽信枚掟状写」弘前市立弘前図書館蔵津軽家文書)。第一条では、虚空藏堂における女人禁制と、境界の範圍を東西は山路、南北は林際とする旨を定めた。第二条では、境界山中つまり岩木山中における諸木の伐採を禁じた。第三条では、牛馬の放し飼いの禁、境界中の野火に注意すべきことなどを定めた(同前)。

- (8) 笹本正治『蛇抜・異人・木霊―歴史災害と伝承―』(岩田書院 一九九四年十二月)によると、日本人にとつて、木は単なる植物としてのみ見られていたのではなく、それ自体に神が宿る、あるいはそれ自体が神秘的で侵すべきでないものと考えられていたという。また、樹木を伐つたために自然災害がもたらされたとする伝説も広く分布し、雨を呼び風を呼ぶのは竜であり、大蛇であった。大蛇は木に宿ることが多く、そこで木も雨を呼んだりすることができると考えられていたという。津軽領古懸山の巨木伐採から生じた天気不正風聞と洪水の問題は、当時列島で広く受容されていた、老木・巨木・神木に対する人々の畏敬の念の表示とも受け止められよう。
- (9) ここにおいて丹後者は記録に見えても、岩木山の硫黄山の入湯者に関することは見えない。あるいは前述のように、寛政八年、麓へ湯小屋を建設して移転したことにより硫黄山の件は、沙汰止みになったことも考えられよう。
- (10) この鉱山開発鉱害論に関しては、安藤清一『近世鉱害史の研究』(吉川弘文館 一九九八年二月)第八章第二節を参考にした。
- (11) 森山泰太郎『砂子瀬物語』(津軽書房 一九六八年三月)一三五―一三六頁に、次のように記されている。
- アオシカ(青鹿)に山の神様がいます。そこへ行けば帰る人はないという。昭和四年頃私が行ったが、それで世の中が悪かったと今でも非難される。相馬村の人で青鹿から秋田へかけてわらび採りに行った男で、そのまま見えなくなったのがある。
- 青鹿には、鬼の坪といって、草の生えぬきれいな場所がある。沼もきれいな水で、ハエ松が生え、その下に万年草が生えている(下略)。
- 青鹿岳に関しては、青森県立郷土館の小山隆秀氏のご教示を得た。感謝申し上げます。
- (12) 笠谷和比古「徳川時代の開発と治水問題」(伊東俊太郎編『日本の科学と文明』同成社 二〇〇〇年二月)によると、徳川時代は開発と災害を通じて自然保護の重要性を理解していたという。本稿で論じた、天気不正風説は、近世後期に入ると開発が深刻な災害を誘発しないようにするために、天からの警告という形で無

軌道な開発を未然に防ぐ役割を果たすものであった。これも、人々の長年にわたる経験則から導き出された自然保護の一つのあり方と捉えられないであろうか。

#### 【付記】

本論文は、平成十九(二十)年度科学研究費補助金基盤研究(C)「歴史資料による白神山地の景観と環境の変容に関する研究」(代表・長谷川成一)による研究成果の一部である。

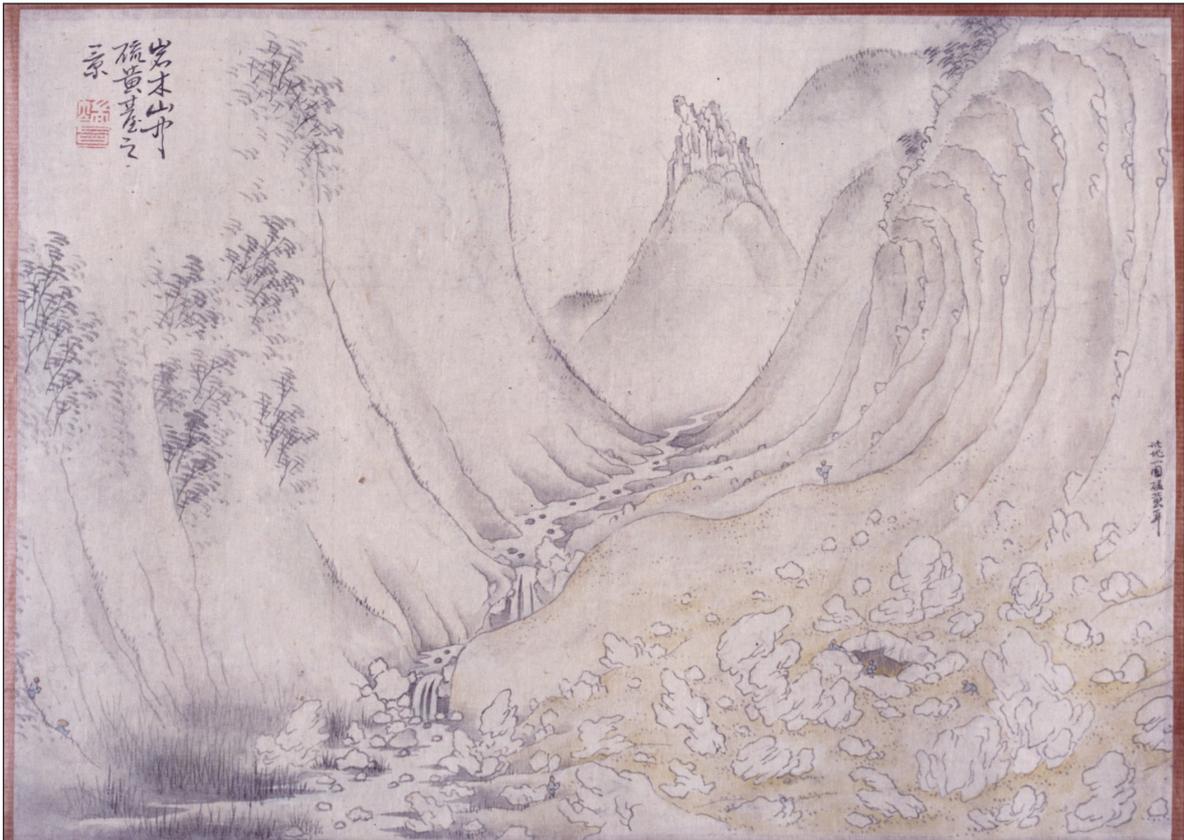


図1 「岩木山中硫黄台之景」の硫黄平

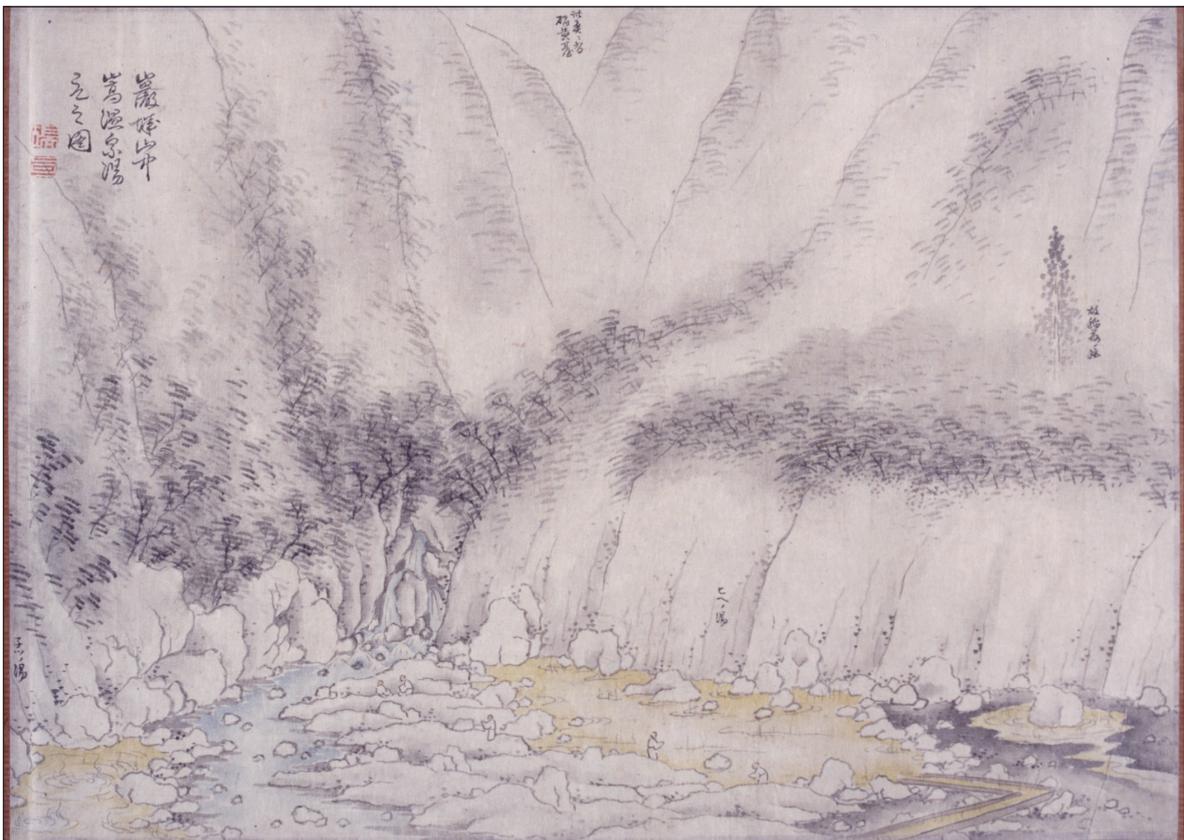


図2 「岩城山中嵩温泉湯元之図」の嵩湯元



図3 「岩木山図」部分

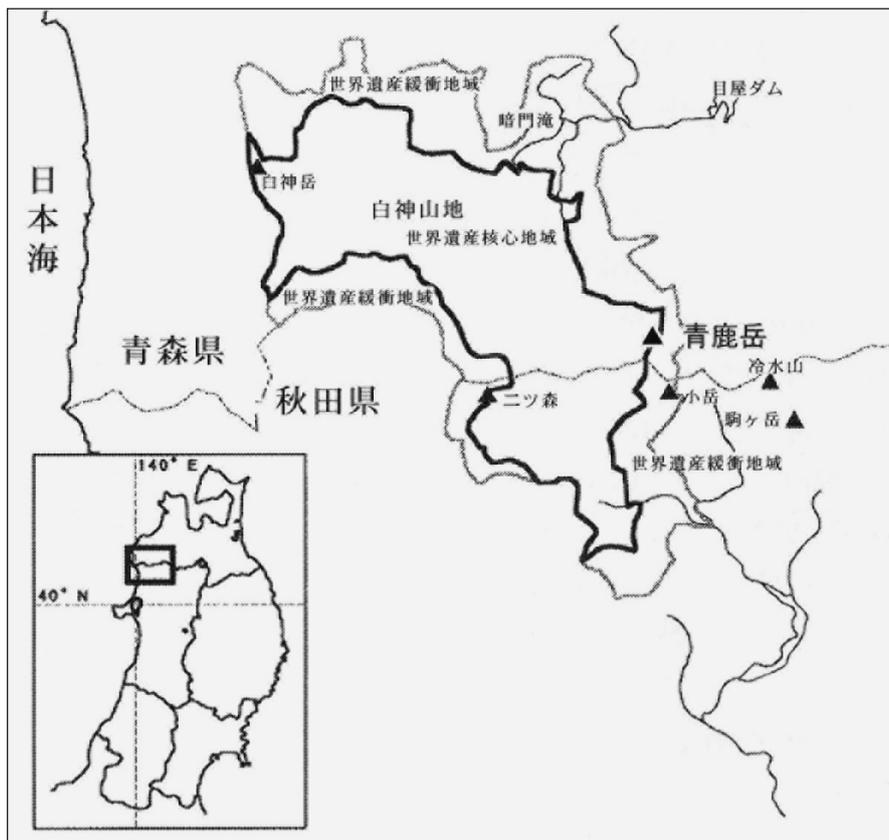


図4 白神山地と青鹿岳

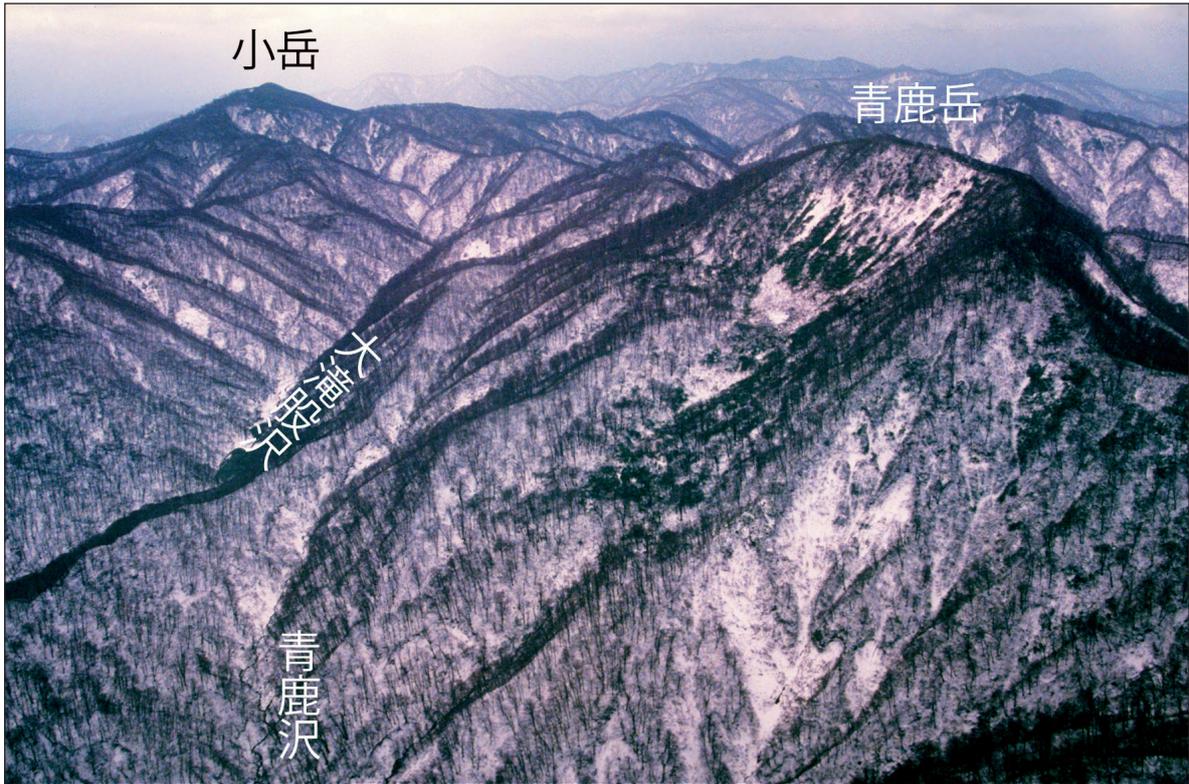


図5 青鹿岳・小岳・大滝股沢の景観



図7 「津軽山沢絵図」部分



図6 「砂子瀬・湯野沢絵図」部分

## Unseasonable Weather-related Rumors in the Tsugaru Domain during the Early-Modern Period

Seiichi HASEGAWA

### Abstract :

Early-Modern period prolonged rainfalls and other manifestations of unseasonable weather (referred to in contemporary accounts as “weather irregularities”) in the Tsugaru Domain occasioned various rumors regarding the causes. With heavy snowfalls and severe cold, and a principal industry of rice production, unseasonable weather was considered an ill omen in Tsugaru because it resulted in famines and other catastrophes. The Hirosaki Clan therefore often exercised its domain lord authority in attempts to neutralize the rumored causes of unfavorable weather. Typical of such rumors are references to *Tango Biyori* (Tango weather conditions) . In the first half of the 18th century, the presence in Tsugaru of people from the Tango Province was considered suspicious and subjected them to systematic interrogation. The relationship of the worship of Mt. Iwaki with talk of *Tango Biyori*, as well as another rumor from the first part of the Early-Modern period that bathers using hot springs at Mt. Iwaki’s Dake Iotai resulted in infelicitous weather, cannot be disregarded.

In the second half of the 18th century, the Hirosaki Clan was troubled by bad weather purportedly related to its development of mines such as those dotting the Meyanosawa Stream bordering the territory of the Akita Clan. The development and operation of a lead mine along the Ohtakimasata Stream originating on Mt. Aoshika, deep in the Shirakami Mountains, was also considered a cause of seriously irregular weather until the end of the Tokugawa shogunate.

Some of these rumors explaining unfavorable weather were based on beliefs incorporated in the worship of Mt. Iwaki and indicate an awareness of the dangers of disruption of the local natural harmony enveloping humans, flora, and fauna. As such, they should not be dismissed as merely groundless beliefs of the ignorant in unenlightened pre-modern times. For those of us now in the 21st century suffering the consequences of abnormal weather caused by global warming, in spite of the far-reaching developments of modern science, these historical rumors constitute an important warning bell.

**Key word :** Weather irregularities, *Tango Biyori* (Tango weather conditions) , *Sansho Dayu* (Sansho the Bailiff) , Dake Iotai, Mine development